

長期優良住宅および低炭素建築物認定の 工事完了報告書等の郵送受付についてのご案内

【対象】（県の認定を受けた物件に限る）

- ・ 長期優良住宅及び低炭素建築物における工事完了報告書
- ・ 長期優良住宅及び低炭素建築物における変更相談書
- ・ 長期優良住宅及び低炭素建築物における地名地番の変更の報告

【受付の流れ】

（工事完了報告書の場合）

- 1 送付票及び記載内容チェック表をダウンロードし必要事項を記入してください。
- 2 工事完了報告書（正・副）、工事監理報告書（建築士法施行規則第17条の15に規定するもの）または建設住宅性能評価書（住宅品質確保法第6条第3項に規定するもの）の写し、送付票、記載内容チェック表、返信用封筒（返信時に必要な切手が貼られたもの）を郵送してください。
- 3 書類が到達しましたら、その旨をメールにてご連絡いたします。内容確認後、問題がなければ副本を発送いたします。また、不備がある場合は電話もしくはメールにてご連絡いたします。

（変更相談書の場合）

- 1 送付票をダウンロードし必要事項を記入してください。
- 2 変更相談書2部、変更に係る図面等、送付票、返信用封筒（返信時に必要な切手が貼られたもの）を同封し郵送してください。
- 3 書類が到達しましたら、その旨を電子メールにてご連絡いたします。決裁が終わりましたら電子メールにて結果を報告後に副本を発送いたします。

(地名地番の変更報告書の場合)

- 1 送付票をダウンロードし必要事項を記入してください。
- 2 地名地番の変更の報告書 2部、公図・登記簿謄本の写し、送付票、返信用封筒 (返信時に必要な切手が貼られたもの) を同封し郵送してください。
- 3 書類が到達しましたら、その旨をメールにてご連絡いたします。内容確認後、問題がなければ副本を発送いたします。また、不備がある場合は電話もしくはメールにてご連絡いたします。

【注意事項】

- ・ 書類到達日が受付日になります。
- ・ 工事完了報告書の副本については受付日の翌日から7営業日を目安に発送いたします。(内容に不備がない場合に限る。)
- ・ 郵送は報告者の責任で行ってください。追跡できる郵送方法を推奨します。
- ・ 郵送等にかかる費用については報告者が負担してください。(不足送料は報告者負担となります。)
- ・ 工事完了報告の場合、記載内容チェック表にて書類の内容に不備がないかご確認ください。

【郵送先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 新庁舎 11階
県土整備局建築住宅部建築指導課 長期優良住宅または低炭素建築物担当 あて

【問い合わせ】

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ
TEL 045-210-6242